

「たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業」業務委託仕様書

1 目的

玉川村では、令和6年度に「たまかわくらしサポートセンター(以下、「センター」という。))」を設立し、関係人口拡大や移住・定住促進をさらに力強く推し進めていく。

本事業では、令和5年度まで実施してきた「たまかわ観光型短期滞在施設」実証事業の結果得られた利用者ニーズ等を活かし、既存の地域やコミュニティのあり方や行政と住民・地域外の人との関わり方にとらわれず、それぞれが自身の価値観に合わせた暮らし方を選択できる受け皿を整備することで、玉川村への移住を加速化する。

また、本村の気候風土を感じてもらいながら、コミュニティへの参画を促すため、「たまかわくらし体験住宅」を運営及び村内での様々な交流や体験メニューの整備・充実を実施し、移住希望者のサポート体制を構築する。

2 事業内容

(1)「たまかわくらし体験住宅(以下、「住宅」という。))の管理運営と情報発信に関する業務

(ア)住宅の管理運営業務

・管理する住宅は以下の表の2部屋となります。

	住宅名	所在地
1	すがま西	玉川村大字南須釜字奥平89番地(西側)
2	すがま東	// (東側)

・委託料には住宅の管理運営費用として、以下の施設維持管理費を含みます。

- ① 住宅のクリーニング、簡易修繕、住宅敷地内の草刈り等の環境整備にかかる費用
- ② 光熱水費(農業集落排水費用を含む)
- ③ Wi-Fi 使用料等の通信料
- ④ その他、一般の住宅管理に必要と想定される費用

(イ)県外在住の移住希望者等のうち、ファミリー層や20~50代の就労世代をメインターゲットとして、オンライン・オフライン双方でのプロモーション業務

(ウ)WEBサイトの制作・更新、SNS等を活用した情報発信業務

・WEBサイトの制作にあたっては、別途プロポーザルを実施する「たまかわくらし魅力向上・発信事業」で製作するWEBサイトと連携すること。

(エ)住宅利用者のサポート業務

・住宅利用希望者の募集から入居~退去にかかるまでの諸手続きをサポートすること。

(2)体験・交流メニューに関する業務

(ア)住宅利用者向け村内体験コンテンツの企画提案(提案数:5メニュー以上)

・村内での暮らしや趣味等を体験し、住宅利用者が移住後の玉川村での暮らしをイメージできるメニューを5つ以上企画し、住宅利用者がメニューを選択して実施できるように整備す

ること。

(イ)住宅利用者向け交流イベントの企画提案(提案数:2メニュー以上)

・住宅利用者と地域住民や地域事業者が交流し、住宅利用者のコミュニティ参画を促すメニューを2つ以上企画し、住宅利用者がメニューを選択して実施できるように整備すること。

(ウ)交通手段の確保

・住宅利用者が村内滞在時に利用できる交通手段を一覧にまとめるとともに、自転車や自動車等が利用できる体制を確保すること。

3 履行期間

■事業完了日:2025年3月31日までとする。

4 成果品

・事業報告書 1部

5 必要事項の補充

本業務を実施するにあたり、本仕様書に明記されていない事項で技術上当然必要と認められる事項は、受託者の責任で補充するものとする。

6 検査

本業務の成果品、関係資料、作業の実施状況について、玉川村は随時検査を行えるものとする。また、事業完了後であっても過失または疎漏等に起因する問題が生じた場合は、事業者の責任で速やかに対処するものとする。

7 完了

本業務は、運行報告書等、玉川村が必要と定める書類を提出し、玉川村の完了検査を受け、検査合格により完了とする。

8 その他

- ・本委託業務にあたり製作される成果物の著作権は村に譲渡するものとし、成果品については、村が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- ・受託者は、業務の遂行にあたり、村と適宜協議し、連絡調整を行うものとする。
- ・本仕様書に定めがない事項または仕様について生じた疑義等については村と受託者双方で協議の上、決定するものとする。